

道路貨物運送業の労働災害が増加しています

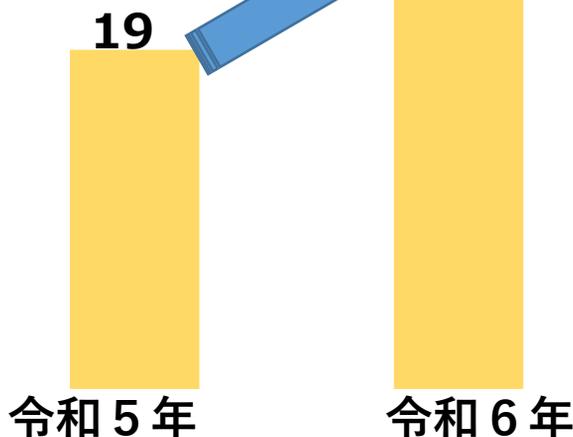
死傷件数 8 件増加 死亡災害 2 件発生

当署管内の道路貨物運送業において、令和 6 年 4 月末時点で対前年同期比 **8 件増** となる **27 件** の死傷災害が発生しています。また、**死亡災害も 2 件** 発生するなど、極めて憂慮すべき事態となっています。

労働災害による犠牲者をこれ以上出さないという強い決意のもと、次の事項に留意し**基本的なルールの徹底、労働者の安全意識を高揚させる取組**をお願いします。

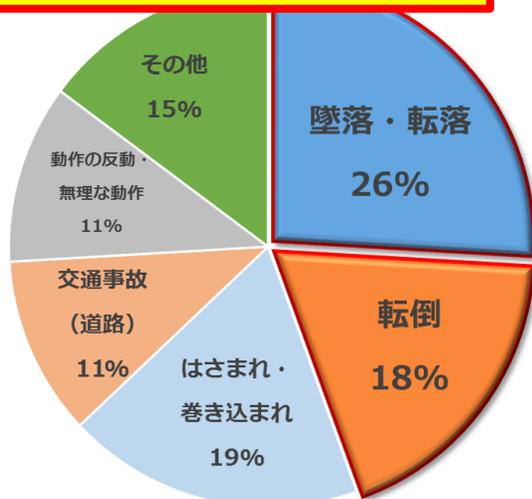
道路貨物運送業
の労働災害が増加

※4月末時点



道路貨物運送業における死傷件数の推移

道路貨物運送業の労働災害のうち
墜落・転落、転倒が約半数



道路貨物運送業における死傷件数（事故の型別）

※死傷件数は道路貨物運送業における休業 4 日以上 の休業災害及び死亡災害の合計（新型コロナウイルス感染症によるものを除く。）で、令和 6 年 4 月末時点の速報値です。

陸上貨物運送事業における 荷役作業の安全対策ガイドライン

本ガイドラインは、陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を具体的に示したものです。

- ・荷役作業における労働災害防止措置
- ・墜落・転落による労働災害防止対策
- ・ロールボックスパレット等による労働災害防止対策など



ガイドラインの内容



トラックでの荷役作業時の法令改正

1 昇降設備

最大積載量 2 トン以上のトラックで、労働者に**荷を積み卸す作業**を行わせるときは、**昇降設備の設置**

2 保護帽

最大積載量 2 トン以上又はテールゲートリフターを備えたトラック（※一部例外あり）**荷を積み卸す作業**を行うときは、労働者に**保護帽の着用**

3 テールゲートリフター操作

トラックに設置された**テールゲートリフター**を使用して、**荷を積み卸す作業**を行なわせる労働者に対し、**特別教育**を実施

